

2017年9月21日

「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」についてのJT意見

日本たばこ産業株式会社

日本たばこ産業株式会社（以下、「当社」）は、望まない受動喫煙を防止するための様々な取り組みについては賛同しており、分煙環境の整備やマナー啓発活動等を実施しているところです。

しかしながら、今般、東京都が公表した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」（以下、「条例案」）については、十分に都民や事業者等の意見を聞くなど、慎重に検討を経る必要がある点もあると考えております。以下のとおり特に重要と思われる点について、当社の意見を申し述べます。

① 3. 定義（3 ページ）関係について

たばこ及び受動喫煙の定義として、条例案では「たばこについては、一般的な紙巻たばこのほか、葉巻、加熱式たばこなど喫煙に用いられるものを対象とします」と記載されています。

しかしながら、当社は、受動喫煙の健康への影響について、たばこ葉を燃やすたばこ製品と加熱式たばこは異なるものと考えています。

例えば、当社製品プルーム・テックから発生するたばこベイパーには、紙巻たばこの煙に含まれる健康懸念物質はほとんど含まれません。また、プルーム・テックの使用は室内環境に影響を及ぼさないため、周囲の方々への健康に対して、実質的に影響を与えるものではない※と考えます。

※有害物質の曝露量から予測される健康リスクが十分低い場合には実質的に安全であり、社会的に容認されうるといふ考え方に基づき、「実質的に影響を与えるものではない」と表記しています

このように、加熱式たばこについては、紙巻たばこと同様に議論されるべきではなく、加熱式たばこの健康影響に関する科学的エビデンスに基づいて規制が検討されるべきです。よって、たばこ及び受動喫煙の定義から「加熱式たばこ」の記載は削除されるべきと考えます。

なお、厚生労働省の健康増進法改正案（基本的な考え方案）では「健康影響が明らかでないものを、政令で、規制対象から除外可能な形とする」と記載されております。

② 7. 敷地内禁煙、8. 屋内禁煙、9. 原則屋内禁煙（5～6 ページ）関係について

当社としましては、受動喫煙防止対策を推進していくことは重要であると認識しております。一方で、対策の推進にあたっては「たばこを吸われる方・吸われない方および各事業者の多様性・自主性が尊重され、それぞれが自由に受動喫煙防止の環境を選択できる仕組みとなること」が重要であると考えております。

条例案がこのまま施行された場合、様々な業種業態の施設管理者の方や事業者の方の実情が考慮されていない一律厳格な規制をかける内容となり、合理的かつバランスの取れたものにはならない懸念があります。

当社としましては、利用者が望まない受動喫煙を未然に防止するための対策として、各施設が喫煙可、分煙、禁煙等の施設内の喫煙環境を示す表示を徹底することが有効な手法であると考えており、東京都が現在推進されている現実的な手法「飲食店等の表示物（禁煙・分煙等表示ステッカー）貼付率向上事業」もあわせてご検討ください。

当社が有する加熱式たばこや分煙等の知見提供や分煙コンサルティング活動を通じて引き続き、「東京都外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金事業」等、東京都の受動喫煙防止の取り組みに、積極的に協力させていただきます。

これからも、当社はたばこを吸われる方と吸われない方が協調して共存できる社会の実現に向け、受動喫煙防止対策を一層推進していくため、喫煙マナーの啓発や希望される事業者の方々への分煙コンサルティング、喫煙ルールの店頭表示の普及等を進めてまいります。

以上